

学校に行き資格取得をめざす
ひとり親家庭のお母さん・お父さんへ



豊島区母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金事業のご案内

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就労に有利な資格取得を目指し学校で勉強する際に、生活の負担を減らすための費用（高等職業訓練促進給付金）、及びカリキュラム修了後に一時金（修了支援給付金）を支給します。

受給要件

次のすべてを満たしている方

- ・豊島区に住所があり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ・1年以上の修業の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる方（原則、通学制）
- ・仕事または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金事業の他、同様の制度を受けていない方
- ・趣旨を同じくする給付を受けていないこと

（例：教育訓練支援給付金、訓練延長給付金、職業訓練受講給付金）

対象となる資格

就職を容易にするために必要な資格

- ・看護師（准看護師含む）
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・保育士
- ・介護福祉士
- ・保健師
- ・助産師
- ・美容師
- ・理容師
- ・歯科衛生士
- ・鍼灸マッサージ師
- ・社会福祉士
- ・製菓衛生士
- ・調理師

支給額

【訓練促進費】修業する期間（上限4年）支給

* 区市町村民税非課税世帯 月額 100,000円

* " 課税世帯 月額 70,500円

（最終学年の最後の12ヶ月は4万円の加算あり）

【修了支援給付金】カリキュラム修了後

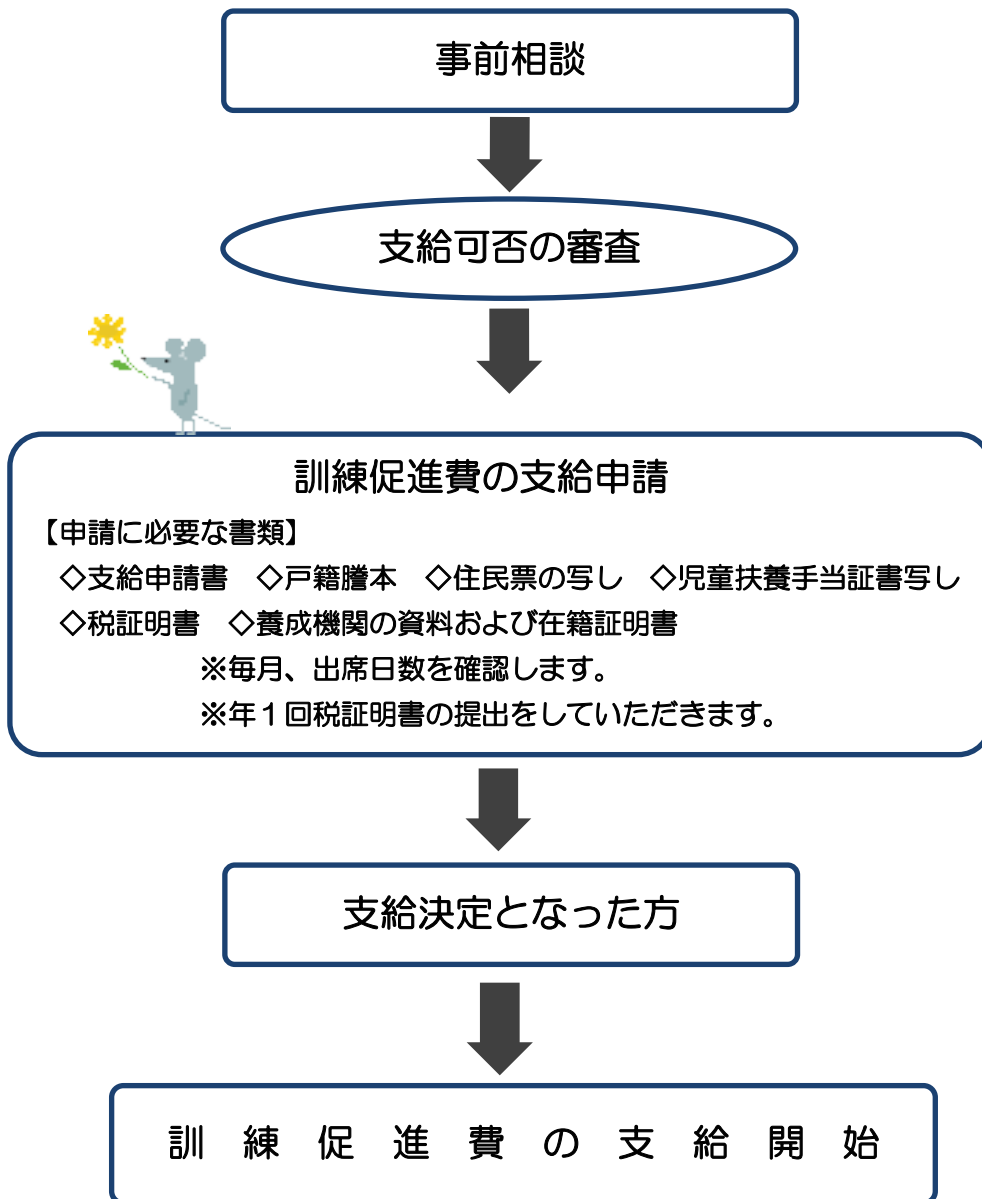
* 区市町村民税非課税世帯 50,000円

* " 課税世帯 25,000円

裏面もご覧ください



【申請の流れ】



お問い合わせ先：豊島区役所 子育て支援課
子ども家庭・女性相談グループ
電話：03-3981-2119